

札幌市障がい・医療的ケア児保育事業実施要綱

(平成 18 年 9 月 29 日子ども未来局長決裁)

一部改正平成 20 年 4 月 1 日
一部改正平成 22 年 4 月 1 日
一部改正平成 27 年 4 月 1 日
一部改正平成 29 年 7 月 1 日
一部改正平成 30 年 4 月 1 日
一部改正令和 2 年 3 月 31 日
一部改正令和 3 年 3 月 31 日
一部改正令和 3 年 12 月 24 日
一部改正令和 4 年 3 月 2 日
一部改正令和 4 年 3 月 31 日
一部改正令和 5 年 3 月 31 日
一部改正令和 6 年 1 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障がい・医療的ケア児保育事業の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

- (1) 障がい児保育にあつては、心身に障がいを有する児童を他の児童と集団保育をすることにより、障がい児の成長発達を促進するとともに児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
- (2) (1)において、多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施により、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの良質かつ適切な保育等の提供体制の確保を図る。
- (3) 医療的ケア児保育にあつては、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）に対し看護師を配置し、集団保育及び医療的ケアを行うことを目的とする。

(事業実施保育所等)

第 2 条 本事業の対象となる障がい児保育を実施する施設及び事業は(1)～(4)、医療的ケア児保育に関しては(5)(6)のとおりとする。

(1) 認定こども園

ア 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

イ 保育所型認定こども園 認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けた保育所

ウ 地方裁量型認定こども園 認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けた保育機能施設

(2) 認可保育所 児童福祉法第 35 条第 4 項の規定による認可を受けた保育所

(3) 地域型保育事業 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）

第 7 条第 5 項に規定する地域型保育事業であつて、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたもの

- (4) 実施保育所等 前号までに掲げる施設をいう。
- (5) 幼稚園型認定こども園 認定こども園法第3条第1項の認定を受けた幼稚園または同条第3項の認定を受けた連携施設をいう。
- (6) 実施保育所等及び幼稚園型認定こども園 前号までに掲げる施設をいう。

(対象児童)

第3条 本事業の対象児童は、区保健福祉部長又は区保健担当部長（以下「区保健福祉部長等」という。）、別表1-1の障がい児保育等認定基準表（以下「基準表」という。）又は第17条に規定する医療的ケア児保育認定審査会（以下「審査会」という。）が、別表1-2の医療的ケア児認定基準表（以下「医療的ケア児基準表」という。）の定めるところにより、心身に障がい又は医療的ケアを有するとともに、集団生活及び日々の通所が可能であると認定した児童であって、次の各号に該当する児童とする。

- (1) 障がい児保育にあつては、実施保育所等を利用する支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する児童並びに多様な主体の参入促進・能力活用事業の対象である実施保育所等のうち第1号のア（ただし学校法人立の認定こども園を除く）、イ及びウを利用する支援法第19条第1項第1号に規定する児童
- (2) 医療的ケア児保育にあつては、実施保育所等及び幼稚園型認定こども園を利用する支援法第19条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する児童

(児童の受入)

第4条 実施保育所等及び幼稚園型認定こども園は、第3条に規定する児童の利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではいけない。

(受入体制)

第5条 対象児童の受入に当たっては、障がい児や医療的ケア児の保育等について、情熱と知識及び経験等を有する保育士、保育教諭、看護師、家庭的保育者又は家庭的保育補助者等（以下「保育者等」という。）を適切に配置するとともに、対象児童の特性に応じて、必要な施設、設備及び遊具等を備えるものとする。

(保育方法)

第6条 対象児童の保育等は、実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長が定める個別の指導（支援）計画に基づき、障がいや医療的ケアの種類及び程度に応じ、対象児童の特性に十分配慮して、他の児童と一体的に行うものとする。

- 2 実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長は、対象児童の状況、処遇方針等に関し、対象児童の保護者、区保健福祉部、児童相談所、医師、審査会等と密接に連携を図り、対象児童の福祉の向上に努めなければならない。

(障がい・医療的ケア児保育認定の決定)

第7条 対象児童のうち、障がい・医療的ケア児保育認定については、第8条、第9条、第10条

及び第 11 条の規定による認定又は再認定の結果に基づき、区保健福祉部長等が決定する。

(保育所等利用申込児童入所時の障がい児保育等認定手続)

- 第 8 条 区保健福祉部長等は、障がい児又は障がいの疑いがある児童について実施保育所等の利用の申込みを受けた場合は、利用を予定する実施保育所等の長に対し、観察保育実施依頼書(様式 1-1)により観察保育の実施を依頼するとともに、利用についての意見を求めるものとする。
- 2 区保健福祉部長等の依頼により観察保育を実施した実施保育所等の長は、観察保育の結果に基づき、利用についての意見を付して、行動観察報告書(様式 1-2-(1))を区保健福祉部長等に提出するものとする。
 - 3 区保健福祉部長等は、第 2 項の規定による報告書及び障がいにかかわる手帳の写し又は判定・療育関係機関の判定書・診断書に基づき、基準表の定めるところにより、対象児童の障がい児保育等の対象の認否及び障がい程度を認定し、障がい・医療的ケア児保育等認定区分通知書(様式 1-10)により実施保育所等の長に通知する。

(保育所等既利用児童の認定又は障がい児保育等認定児童の再認定手続)

- 第 9 条 実施保育所等の長は、既利用児童が心身に障がい若しくは障がいの疑いがあることが判明した場合又は既に障がい児保育等の対象の認定を受けている児童の状況に応じて再認定が必要と判断する場合には、障がい・医療的ケア児保育等(認定・再認定)依頼書(様式 1-3)及び既利用児童の行動観察報告書(様式 1-4-(1))により、区保健福祉部長等に対し障がい児保育等の対象の認定又は再認定を依頼することができる。
- 2 前項の規定に基づき依頼を受けた区保健福祉部長等は、前条第 3 項により、対象児童の障がい児保育等の対象の認否及び障がい程度を認定又は再認定する。
 - 3 前項の規定に基づく認定又は再認定の効力は、実施保育所等から依頼のあった日又は個別指導(支援)計画の作成月に遡及する。

(保育所等利用申込児童入所時の医療的ケア児保育認定手続)

- 第 10 条 区保健福祉部長等は、医療的ケアのある児童について実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の利用の申込みを受けた場合は、利用を予定する実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長に対し、観察保育実施依頼書(様式 1-1)により観察保育の実施を依頼するとともに、利用についての意見を求めるものとする。
- 2 区保健福祉部長等の依頼により観察保育を実施した実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長は、観察保育の結果に基づき、利用についての意見を付して、行動観察報告書(医療的ケア児用)(様式 1-2-(2))、医療的ケア児保育等実施申出書(様式 2-1)、主治医意見書(様式 2-2)、医療的ケア指示書・別紙(様式 2-3、医療的ケアに応じた別紙)、を区保健福祉部長等に提出するものとする。
 - 3 実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長は、医療的ケアのある児童で、支援法第 19 条第 1 項第 1 号に該当する児童の利用の申込を受けた場合は、観察保育実施依頼書(様式 1-1)により観察保育を実施し、その結果に基づき利用についての意見を付して、行動観察報告書(医療的ケア児用)(様式 1-2-(2))、医療的ケア児保育等実施申出書(様式 2-1)、主治医意見書(様式 2-2)、を区保健福祉部長等に提出するものとする。

式 2-2)、医療的ケア指示書・別紙(様式 2-3、医療的ケアに応じた別紙)を区保健福祉部長等に提出するものとする。

- 4 区保健福祉部長等は、医療的ケア児保育認定審査依頼書(様式 1-8)により、審査会に対し審査を付託する。
- 5 区保健福祉部長等は、前項の規定により、審査会の審査結果を基に対象児童の医療的ケア児保育の認否及び医療的ケア内容を決定し、医療的ケア児保育認定審査結果(様式 1-9)及び障がい・医療的ケア児保育等認定区分通知書(様式 1-10)により実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長に通知する。
- 6 実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長は、審査結果に基づき、保護者へ通知した医療的ケア実施内容通知書(様式 2-4)、保護者から提出された承諾書(様式 2-5)の写し、医療的ケア実施計画(様式 2-6)を区保健福祉部長等に提出するものとする。

(保育所等既利用児童の認定又は医療的ケア児保育認定児童の再認定手続)

第 11 条 実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長は、既利用児童が日常生活を営むために医療的ケアを要する状態が判明した場合又は既に医療的ケア児保育の対象の認定を受けている児童の状況に応じて再認定が必要と判断する場合には、障がい・医療的ケア児保育等(認定・再認定)依頼書(様式 1-3)、既利用児童の行動観察報告書(医療的ケア児用)(様式 1-4-(2))、医療的ケア児保育等実施申出書(様式 2-1)、主治医意見書(様式 2-2)、医療的ケア指示書・別紙(様式 2-3、医療的ケアに応じた別紙)、医療的ケア実施内容通知書(様式 2-4)、承諾書(様式 2-5)、医療的ケア実施計画(様式 2-6)により、区保健福祉部長等に対し医療的ケア児保育の対象の認定又は再認定を依頼することができる。

- 2 前項の規定に基づき依頼を受けた区保健福祉部長等は、前条第 3 項及び第 4 項の例により、審査会に対し審査を付託する。
- 3 区保健福祉部長等は、前項の規定により、審査会の審査結果を基に対象児童の医療的ケア児保育の認否及び医療的ケア内容を決定する。
- 4 前項の規定に基づく認定又は再認定の効力は、実施保育所等及び幼稚園型認定こども園から依頼のあった日又は医療的ケア実施計画の実施期間の初日に遡及する。

(認定結果の通知及び報告)

第 12 条 区保健福祉部長等は、第 8 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定に基づく対象児童の認定又は再認定及び対象児童の転園、退所、教育・保育給付認定の変更の決定を行った場合は、障がい・医療的ケア児保育等認定区分通知書(様式 1-10)及び障がい・医療的ケア児保育等認定審査結果(様式 1-9)により、実施保育所等の長に通知するとともに、障がい・医療的ケア児保育等認定区分報告書(様式 1-11)及び障がい・医療的ケア児保育等認定審査結果(様式 1-9)により、子育て支援部長に報告するものとする。

(認定の解除)

第 13 条 区保健福祉部長等は、対象児童が障がい児保育等の対象に該当しない状況となり、障がい児保育等認定解除届(様式 1-13)が提出された場合、又は医療的ケアが不要となり、医療的ケア

終了届（様式2-8）が提出された場合は、第8条、第9条、第10条及び第11条の規定に基づく認定を解除し、その旨を実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長に通知するとともに、子育て支援部長に報告するものとする。

（巡回指導）

第14条 子育て支援部長は、実施保育所等及び幼稚園型認定こども園において、障がい・医療的ケア児の発達過程や障がい及び医療的ケアの状況に応じた適切な保育等が行われるよう、札幌市障がい・医療的ケア児保育巡回指導実施要領の定めに基づき、毎年度巡回指導を実施し、必要に応じて保育者又は保護者に対し指導及び助言を行うとともに、支援の必要性について確認するものとする。

（指導計画）

第15条 実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長は、対象児童について、児童の状況に応じた個別の指導（支援）計画を作成するものとする。

（補助金等の交付について）

第16条 市長は、実施保育所等及び幼稚園型認定こども園がこの事業を実施した場合は、別に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付し、又は委託費、施設給付費若しくは地域型保育給付費を支弁することができる。

（医療的ケア児保育認定審査会）

第17条 第10条及び第11条の規定に基づき区保健福祉部長等から審査の付託があった児童について、医療的ケア児保育の対象の認否及び医療的ケアの内容確認と実施の可否について審査するため、医療的ケア児保育認定審査会を置く。

2 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。なお、出席者については、当該児童の申請内容に応じて、子育て支援部長が決定する。

- (1) 子育て支援部長
- (2) 指導担当課長
- (3) 巡回指導専門員（心理判定員）
- (4) 区保健担当部長等（医師職）
- (5) 医療的ケア児保育推進担当係長

3 審査会の会務は、子育て支援部長が掌理する。

4 審査会は、実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長から観察保育等の結果に基づく、審査対象児童の状況について、報告を求めることができる。

5 子育て支援部長は、必要があると認めるときは、第2項の構成員及び前項の実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長以外の者を審査会に出席させることができる。

6 子育て支援部長は、審査会の審査結果について、医療的ケア児保育認定審査結果通知書（様式1-12）により、区保健福祉部長等に通知するものとする。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、子育て支援部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に廃止前の札幌市特別保育事業実施要綱（平成 9 年 3 月 31 日民生局長決裁）の規定によってなされている障がい児保育事業は、この要綱の相当規定によってなされているものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の札幌市障がい児事業実施要綱の規定は、平成 27 年度 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前からの要綱の規定によって行われていた障がい児保育事業は、この要綱の相当規定によって行われていたものとみなす。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の別表注記 7 の規定は、平成 29 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 24 日から施行し、令和 3 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 2 日から施行し、医療的ケア児保育事業に関する規定は令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月26日から施行する。